

横浜国立大学障がい学生等の教育支援に関する基本方針

学 長 裁 定
平成 28 年 3 月 22 日

I. 基本方針

横浜国立大学（附属学校を含む。以下「本学」という。）は、「実践性」「先進性」「開放性」「国際性」の基本理念のもと、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）の理念及び教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）の教育の機会均等の理念にのっとり、全ての学生、児童及び生徒（以下「学生等」という。）が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら学びあう大学を実現し、障がいがある学生等（以下「障がい学生等」という。）の自立及び社会参加を支援するため、障がい学生等が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じるものとする。

II. 障がい学生等の定義

障がい学生等とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある学生等であって、障がい及び社会的障壁（障がい学生等にとって教育を受ける上で障壁となるような事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。以下同じ。）により継続的に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

III. 不当な差別的取扱いの禁止及び合理的な配慮

本学は、その教育を行うに当たり、障がいを理由として障がいがない学生等と不当な差別的取扱いをすることにより、障がい学生等の権利利益を侵害してはならない。障がい学生等から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があり、その実施に伴う負担が過重でないときは、学長は当該障がい学生等の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

IV. 障がい学生等に対する教育方針

本学は、障がい学生等が、その年齢及び能力に応じ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、可能な限り障がい学生等が障がいがない学生等と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、大学本部と各部局が緊密に連携しながら教育の内容及び方法の改善及び充実を図るものとする。

この場合において、障がい学生等及びその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重するものとする。

V. 障がい学生等を支援するための地域社会等との連携方針

本学は、地域社会及び障害者差別解消支援地域協議会等と連携して、障がい学生等を支援する優れた取組を積極的に取り入れるとともに、他の関係機関とも連携した支援に努めるものとする。

VI. 教職員対応要領の遵守

本学は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）の基本方針に即して、不当な差別的取扱い及び合理的な配慮に係る事項を定めた「国立大学法人横浜国立大学における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応規則（平成 28 年 3 月 22 日規則第 24 号）」を遵守し、本学の教職員は適切に対応するものとする。

VII. 啓発活動

本学は、障がいを理由とする差別の解消について本学の構成員全員の関心と理解を深めるとともに、障がいを理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。